

新潟市水道事業固定資産事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年8月7日

新潟市水道事業管理者

水道局長 長井 亮一

新潟市水道局管理規程第13号

新潟市水道事業固定資産事務取扱規程の一部を改正する規程

新潟市水道事業固定資産事務取扱規程（昭和45年新潟市水道局管理規程第3号の

2）の一部を次のように改正する。

第19条中「（昭和59年新潟市規則第19号）」を「（昭和59年新潟市規則第19号。以下「公有財産規則」という。）」に改める。

第23条中「第18条」を「、第18条」に改める。

第23条の次に次の1条を加える。

（行政財産の貸付）

第23条の2 行政財産の貸付については、公有財産規則の例による。

附 則

この規程は、令和5年9月1日から施行する。